**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十五年九月十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十五年八月二十九日

名古屋市中区錦一丁目四番一六号

株式会社メディアドゥ

代表取締役　藤田　恭嗣

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十五年九月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月二十九日

富山県砺波市太田一八八九番地の一

新光硝子工業株式会社

代表取締役　新海　伸治

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十五年九月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月二十九日

福井市今市町六六字鎧田二八番地

酒井化学工業株式会社

代表取締役　酒井　清章

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十五年九月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月二十九日

京都市下京区室町通四条南入鶏鉾町四九三番地

株式会社グローリー

代表取締役　山西　英治

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十五年九月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月二十九日

鳥取市千代水二丁目一二一番地二

サイトウコンサルタント株式会社

代表取締役　西藤　拓

**定款変更につき通知公告**

当社は、株主総会の承認を得ることを条件として、平成二十五年九月十七日付で株券（全部の種類の株式に係る株券）を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月二十九日

広島県尾道市東尾道一五番地二九

アンデックス株式会社

代表取締役　田邊　耕造

**社債権者集会決議認可公告**

平成二十五年八月十六日午前十一時〇〇分開催の合同会社高浜開発第一回社債（Ａａｒｅａｌ Ｂａｎｋ ＡＧ保証付・少人数私募）（以下「本社債」といいます。）の社債権者集会（以下「本集会」といいます。）における左記決議について平成二十五年八月二十一日付で裁判所の認可決定（東京地方裁判所民事第八部平成二十五年（ヒ）第三百七十八号）がありましたので公告致します。

記

本集会における決議事項

本社債の社債要項の一部を変更する件

本決議は、本社債の社債要項の規定のうち、「定義及び解釈」（第一項）の「満期日（Ｍａｔｕｒｉｔｙ Ｄａｔｅ）」の現行の記載を変更するものです。

平成二十五年八月二十九日

東京都世田谷区代沢四丁目一二番一五号

合同会社高浜開発

代表社員　ターコイズ・チェスト・ホールディングス・エルエルシー

職務執行者　左右　浩正

**社債権者集会決議認可公告**

平成二十五年八月十六日午前十一時〇〇分開催の合同会社高浜開発第一回担保付社債（適格機関投資家限定）（以下「本社債」といいます。）の社債権者集会（以下「本集会」といいます。）における左記決議について平成二十五年八月二十一日付で裁判所の認可決定（東京地方裁判所民事第八部平成二十五年（ヒ）第三百七十九号）がありましたので公告致します。

記

本集会における決議事項

本社債の社債要項、平成二十二年九月二日付信託証書の別紙一である社債要項及び平成二十三年十二月九日付信託証書の別紙Ｂである社債要項（以下「本社債要項等」といいます。）の一部を変更する件

本決議は、本社債要項等の規定のうち、「定義及び解釈」（第一項）の「満期日（Ｍａｔｕｒｉｔｙ Ｄａｔｅ）」の現行の記載を変更するものです。

平成二十五年八月二十九日

東京都世田谷区代沢四丁目一二番一五号

合同会社高浜開発

代表社員　ターコイズ・チェスト・ホールディングス・エルエルシー

職務執行者　左右　浩正

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である望月健太郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年八月二十九日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル二二階

Ferrier Hodgson Asia Pty Limited

日本における代表者　望月健太郎

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である松野英二が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年八月二十九日

東京都港区六本木三丁目一六番二六号

ジェイ・エイ・アンド・エイ・リミテッド・ライアビリティー・カンパニー

日本における代表者　松野　英二

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である小川慶太及び申義卓が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十五年八月二十九日

神奈川県川崎市川崎区榎町一番一号川崎セ

ンタービル二〇二　株式会社ビトロ

日本における代表者　小川　慶太

日本における代表者　申　義卓

**限定承認公告**

本籍秋田県男鹿市戸賀戸賀字二三番地、最後の住所秋田県男鹿市船川港南平沢字越名坂二七番地二三　被相続人　亡　明石　大介

右被相続人は平成二十五年二月十四日死亡し、その相続人は平成二十五年八月二十九日秋田家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十九日

秋田県男鹿市船川港南平沢字越名坂二七番地二三　相続財産管理人　明石　洋子

**限定承認公告**

本籍大阪府堺市堺区柏木町四丁八七番地、最後の住所大阪府堺市堺区旭通三番八号クープル旭一〇三号　被相続人　亡　三木　信彦

右被相続人は平成二十五年五月三十日死亡し、その相続人は平成二十五年八月十九日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十九日

大阪府河内長野市上田町三〇番地の二　一〇八号

相続財産管理人　三木　将司

**取消公告**

平成二十五年八月八日掲載の基準日設定につき通知公告は、取消します。

平成二十五年八月二十九日

東京都千代田区神田多町二丁目一一番地

株式会社エンバイオ・ホールディングス

代表取締役　西村　実

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 二下 | 三上 | 〃 | 九百三十四条 | 第百三十四条 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 三第二項おいて | 第二項において |
| 〃 | 〃 | 〃 | 第二項による | 第二項の規定による |
| 四 | 〃 | 八 | 民間空港専用施設 | 民間航空専用施設 |
| 〃 | 下 | 終りから一四 | 同条の規定中 | 同条中 |

（原稿誤り）

九ページ下段第7号様式中「立入検査員証」の誤り。

（原稿誤り）

平成二十五年八月六日掲載の岸和田簡易裁判所に係る平成二十五年（へ）第一号除権決定中

| 一四 | 一 | 終りから一八 | 平成25年7月18日 | 平成25年7月19日 |
|---|---|---|---|---|

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月二十九日付第一八九号

六月十七日付参会第二七号

八八ページ●同日付政府調達第一六三号二四ページ●（その一）二四ページ●同（その二）一一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）